

2. 福祉用具の貸与・購入の選択制について

1. 福祉用具貸与・購入の選択制の具体的取り扱いについて

令和6年度介護保険制度改正において、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることとなりました。

この点につきまして、令和6年の改正において居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準の具体的取り扱い方針の第13条（市条例では15条）の追加がありました。（別紙2-1）

- (1) 貸与、販売が選択できること
 - (2) それぞれのメリット・デメリットなど必要な情報を提供すること
 - (3) 福祉用具の提案時、医師等の専門職等からの意見聴取
 - (4) サービス担当者会議などの結果をふまえること
- が必要とされています。

2. 福祉用具購入支給申請書の書式の変更について

上記にともない、宝塚市の『介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入支給申請書』について、見直しを行いましたのでお知らせいたします。（別紙2-2）

- ・添付書類について、追加があります
- ・用具種目を追加しています

3. その他

参考

- ・給付対象となる福祉用具の取扱いについて（別紙2-3）
- ・介護報酬改定に関するQ&A（介護保険最新情報 Vol. 1225 令和6年3月15日発出）
 - 問98～105（福祉用具販売事業所、居宅介護支援事業所）
 - 問106～113（居宅介護支援事業所）

介護保険最新情報 Vol.1213
551シート

” 指定居宅介護等事業の人員及び
運営に関する基準”

(運営基準が13条 具体的取扱方針)

⑳ (略)
㉑ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映
(第22号・第23号)

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。

このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならぬ。

なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければならぬ。

また、福祉用具貸与については以下の項目について留意することとする。

⑳ (略)
㉑ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映
(第22号・第23号)

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。

このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならぬ。

さらに、対象福祉用具(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第199条第2号に定める対象福祉用具をいう。以下同じ。)を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第13条第5号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかが利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資することや、必要な情報を提供しなければならぬ。なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。

なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければならぬ。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。

また、福祉用具貸与については以下の項目について留意することとする。

(別紙 2 - 2 ①)

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

(兵庫県宝塚市)

フリガナ		保険者番号		2	8	2	1	4	5
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	明・大・昭	年	月	日生					
住所	〒665- 宝塚市 電話番号								
福祉用具種目 ・ 福祉用具商品名	製造事業者名	購入金額 (税込み)	購 入 日						
		円	令和	年	月	日			
		円	令和	年	月	日			
		円	令和	年	月	日			
指定販売事業者名		指定販売事業者番号							
(あて先) 宝塚市長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。 令和 年 月 日 申請者（被保険者） 氏名 電話番号									

添付書類

- ・支給申請書、購入にかかる意見書、領収書（原本及び写し）、パンフレット等の写し
- ・排泄予測支援機器は、次の資料を追加で添付してください。 1) 確認調書 2) 医学的所見
- ・固定式スロープ、歩行補助杖、歩行器については、次の内容が確認できる資料を添付してください。
1) 情報提供を行ったこと 2) 多職種による協議の結果 3) 医学的意見聴取 4) 連絡先の情報提供

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を下記口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金						
			2 当座預金						
			3 その他						
	フリガナ								
	口座名義人								

(別紙2-2-②)

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給

見本

(兵庫県宝塚市)

フリガナ			保険者番号	2	8	2	1	4	5
被保険者氏名	福祉用具購入は、償還払いのみです！被保険者＝申請者＝口座名義＝領収書、全て同じ方をお願いします！								
生年月日	明	・	大	・	昭	年			
住所	〒665- 宝塚市			電話番号					
福祉用具種目 ・ 福祉用具商品名	製造事業者名		購入金額 (税込み)		購入日				
				円	令和	年	月	日	
	ケアマネ意見欄は別紙です				令和	年	月	日	
				円	令和	年	月	日	
指定販売事業者名				指定販売事業者番号					
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。									
令和	年	月	日	福祉用具購入は、償還払いのみです！被保険者＝申請者＝口座名義＝領収書、全て同じ方をお願いします！					
申請者（被保険者） 氏名			電話番号						

添付書類

- ・支給申請書、購入にかかる意見書、領収書（原本及び写し）、パンフレット等の写し
- ・排泄予測支援機器のみ、次の資料を追加で添付してください。1) 確認調書 2) 医学的所見

医学的所見とは、
主治医意見書、診断書等(膀胱機能について明記されているものに限る)もしくは、CM等が聴取した医師の所見、担当者会議の記録(膀胱機能についての医師の意見が書かれているものに限る) などを。

- ・固定式スロープ、歩行補助杖、歩行器については、次の内容が確認できる資料を添付してください。
- 1) 情報提供を行ったこと 2) 多職種による協議の結果 3) 医学的意見聴取 4) 連絡先の情報提供

1, 4については福祉用具サービス計画書の添付、2, 3については福祉用具計画書に盛り込む、もしくは別紙の購入にかかる意見書(ケアマネ記載)内に盛り込んでもらう、またはサービス担当者会議の議事録の添付、のいずれかで確認ができるようにしてください。

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を下記口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行	本店	種目	口座番号
	信用金庫	支店		
	信用組合	出張所	1	普通預金
	福祉用具購入は、償還払いのみです！被保険者＝申請者＝口座名義＝領収書、全て同じ方をお願いします！			当座預金
				その他
	口座名義人			

〇 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成12年1月31日老企第34号) (厚生省老人保健福祉局企画課長通知) (抄)

	新	旧
(別添) 第一 福祉用具		(別添) 第一 福祉用具
1 (略)		1 (略)
2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び 厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目	2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び 厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目	2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び 厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目
(1)~(6) (略)		(1)~(6) (略)
(7) スロープ 貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。	(7) スロープ 貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。	(新設)
(8) 歩行器 貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。	(8) 歩行器 貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。	(新設)
(9) 歩行補助つえ カナデアイアン・クラッチ、ロフトストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。	(9) 歩行補助つえ カナデアイアン・クラッチ、ロフトストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。	(新設)
3 (略)		3 (略)
第二 (略)		第二 (略)